

## [ 利用上の注意 ]

### 1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 本調査は固定されたサンプルを対象に実施する等、通常の統計調査とはその性格が異なる。また、結果は回答が得られた企業の回答を単純に集計したものであり、必ずしも我が国企業全体を表すものではない。
- (2) 調査票全般の記入が得られず、調査事項によって集計社数が異なる場合がある。例えば「モデル所定内賃金」の場合、30歳、35歳、40歳等の年齢によって、集計社数は異なる。
- (3) 回答企業の事情により、労働組合員など労働者の一部のみを対象とした回答が含まれる場合がある。
- (4) また、所定の期日（平成25年6月末日など）ではない期日における回答が含まれる場合がある。
- (5) モデル所定内賃金、実在者平均所定内賃金、モデル一時金（集計表第11表、第12表及び第13表）の年齢は、平成25年4月1日現在の年齢である。
- (6) 必ずしも前回調査と同様の調査を行っているものではないため、時系列の経過をみる場合には注意が必要である。
- (7) 今回調査した「出向手当」と「技能手当、技術（資格）手当」の前回調査は平成21年調査、「住宅手当」の前回調査は平成22年調査である。

### 2 表中の符号等の用法

- 「—」……………回答が得られていないもの  
「0.0」又は「0.00」… 0<当該数値<0.05又は0.005であったもの  
「\*」……………回答企業が1社である調査事項

### 3 その他

- (1) 産業分類は独自に区分したものであり、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等が含まれる。
- (3) 集計表第11表、第12表及び第13表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、「事務・技術労働者」として集計した。
- (4) 本文中の表などにおける構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計の数値と一致しない場合がある。

(5) 「調査結果の概要」では、項目の見出しごとに、該当する集計表の表番号を【集計表第〇表】と表記している。また、本文中の表は、(表〇)と表記している。